

JAPAN PATENT

OFFICE

特許特別会計のあらまし



Introduction

はじめに

本冊子は、特許庁の財政情報である予算、

決算及び財務書類等を、

知的財産権の利用者や

国民のみなさまに対してわかりやすく

説明するために作成したものです。

セクション1では、特許庁の役割や業務の内容を

ご理解いただくことを目的としています。

セクション2では、料金体系についてご説明いたします。

セクション3では、特許庁の会計制度として設置する

特許特別会計の概要についてご説明いたします。

セクション4では、特許庁における予算・決算の状況を、

歳入歳出の内訳や、資産、負債などの状況から

ご説明いたします。

本冊子が広く活用され

知的財産をめぐる現状と特許特別会計への

理解を深める一助となれば幸いです。

表中の数値は端数処理の関係から、合計値と一致しない場合があります。



Content

長官メッセージ 04

1	特許庁の役割と業務 05
	・ 特許庁の6つの大きな取組み
	・ 知的財産の種類
	・ 審査・審判の流れ
	・ 特許庁の体制

2	料金の体系 09
	・ 産業財産権関係料金
	・ 料金設定の考え方
	・ 剰余金の考え方
	・ 産業財産権関係料金の改定

3	特許特別会計の概要 13
	・ 特許特別会計の概要

4	予算・決算の概要 14
	・ 令和3年度の予算の概要
	・ 令和4年度予算案の概要と重点取組み事項
	・ 歳入のセグメント別内訳
	・ 歳出の費目別内訳

	・ 長期中見た歳入歳出の推移
	・ 貸借対照表
	・ データサマリー

5	統計データ 21
	・ 特許・PCT
	・ 商標
	・ 意匠

Mission Vision Values

より良い未来を拓く「知」は、
一人ひとりの「やりたい」から始まり、
その情熱こそが、真に豊かな未来へ導いてくれることを確信しています。

私たちは、「知」に寄り添い、
培ってきた実務の知見と最先端の技術を融合しながら、
未来を拓く「知」が育まれ、新たな価値が生み出される知財エコシステムを、
知的財産に関わる全ての人たちと協創します。

暮らしの質の向上から社会的課題の解決まで、
一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現するため、
イノベーションを促進することに
私たちは、全力で取り組みます。

Mission

どのような社会を実現したいのか

「知」が尊重され、
一人ひとりが創造力を
発揮したくなる社会を
実現する

Vision

ミッションのために組織は何を成すのか

産業財産権を通じて、
未来を拓く「知」が育まれ、
新たな価値が生み出される
知財エコシステム※を
協創することで、
イノベーション※を促進する

Values

ビジョンのために職員は
どのような指針で行動・判断するのか

- 透明性をもって、公正、公平に実務を行う
- ユーザーの立場で考える
- 前例にこだわらず、改善を続ける
- プロフェッショナルとして主体的に行動する
- 特許庁全体の視野に立つ

※知財エコシステムとは、知的財産を創造し、保護し、活用する循環を示す知的創造サイクルの概念に加え、そこから生まれる知的財産を基に、人々が互いに、また、社会に対して好影響を及ぼし、自律的に新たな関係が構築され、新たな「知」が育まれ、新たな価値が生み出される、いわば知的財産の生態系を指します。
※イノベーションとは、技術革新に限らず、新しいビジネスモデルや社会の仕組みの創出などを含む広義のイノベーションを指します。

Message

新型コロナウイルス感染症の影響や、DX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）の加速により、社会全体が大きく変わり、新たなニーズが顕在化しています。

こうしたニーズに訴求する新たなビジネスを実現するためには、イノベーション、そしてこのイノベーションの促進を支える知的財産制度が、より一層重要な位置付けを占めると考えております。

特許庁は、イノベーションの原動力となる知的財産を適切に保護することで、イノベーション創出の促進に貢献してまいります。

一方で、特許特別会計は2014年度以降7年連続単年度赤字となり財政状況が逼迫しています。

このような背景のもと、知財制度を安定的に運用するため、財政点検小委員会を設置し、歳出削減を徹底した上で、外部の有識者の方々による財政運営状況の点検を行っていただきました。2022年4月より特許料等が改定となりましたが、財政再建と業務の効率化を両立させていきます。

また、中小企業、スタートアップ及び大学は、社会全体が変容する中でイノベーション創出の担い手としての重要性を増しています。特許料等の改定により出願が阻害されることのないよう、意欲のある事業者や大学関係者に対する知財の活用促進の支援を強化する取組も重要な課題です。

社会の大きな変容に伴い新たな社会課題が顕在化する中、知的財産行政に課せられた役割の重要性を十分に認識し、引き続き、ユーザーニーズを丁寧に汲み取り、柔軟に対応してまいります。

知的財産行政に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

特許庁長官
森 清

特許庁の役割と業務

特許庁の6つの大きな取組み

特許庁では、我が国産業の発展に向け次の6つの取組みを積極的に進めています。

01

産業財産権の 適切な付与

世界各国から受け付けた特許出願などの出願について、技術的観点、法律的観点などから厳正に審査し、独占的な権利を付与するか否かを判断します。審査結果に対する不服については、地方裁判所に代わって第一審としての機能を有する審判部が、民事訴訟法に準じた厳格な手続で審理します。

04

産業財産権制度の 見直し

産業財産権施策の企画立案や国際交渉の結果などを踏まえ、特許法、商標法などの関係法令の改正、審査基準などの見直しを適宜行っています。

02

産業財産権施策の 企画立案

未来を切り拓く「知的財産立国」の実現に向け、①迅速・的確な権利付与、②企業のグローバルな活動を円滑化する知財インフラの提供、③中小企業・大学などによる知財活用促進、④地域ブランドなどの確立、⑤模倣品対策など、産業財産権施策の企画立案を積極的に推進していきます。

05

中小企業・大学等に 対する支援

中小企業・大学など裾野の広い産業財産権活用を図るため、手数料の負担軽減、知財活用支援、知財管理体制の強化支援、産学官連携の推進など、様々な取組を行っています。

03

国際的な制度調和と 途上国協力の推進

国際調和を目指した産業財産権制度の環境を整備し、あわせて、我が国出願人の海外での円滑な権利取得や権利活用を支援するため、日・米・欧先進国間協力や中国・韓国を含めた五庁協力、途上国協力（審査協力、人材育成など）、特許審査ハイウェイ（PPH）の推進、模倣品・海賊版対策の強化など、積極的な国際活動に取り組んでいます。

06

産業財産権情報提供 の拡充

多様なユーザーニーズに応えるため、インターネット公報、DVD-ROM公報等の発行、特許電子図書館（IPDL）などを通じて、産業財産権情報提供の拡充に努めています。

知的財産権の種類

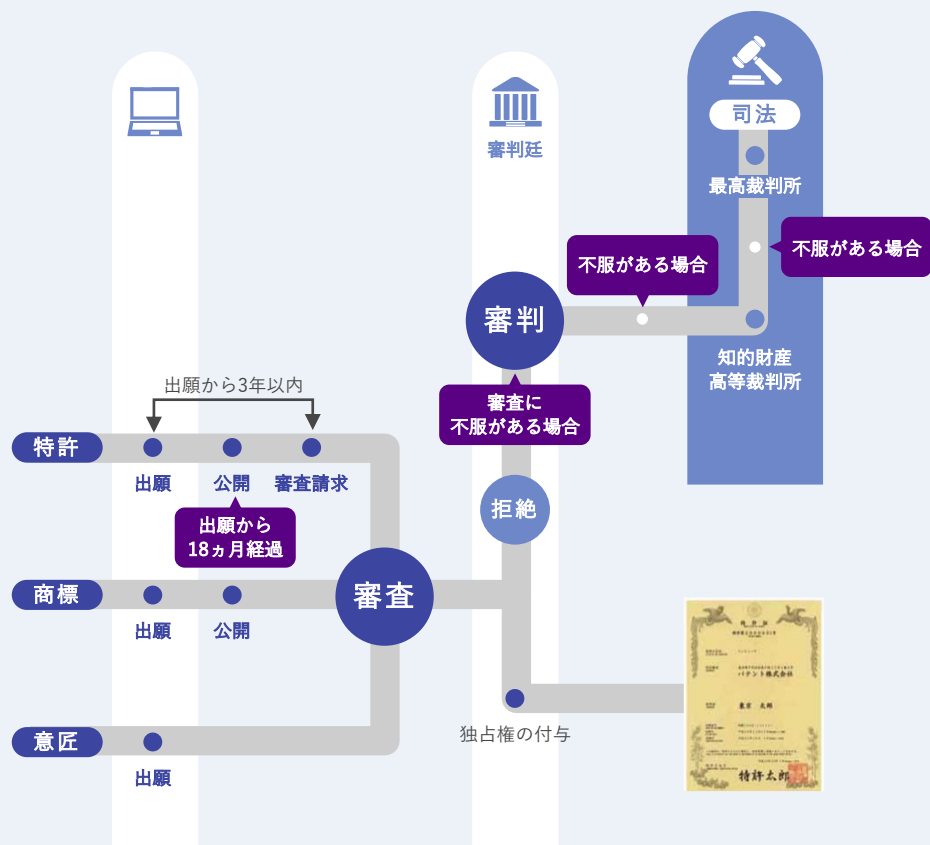
知的財産権制度とは、人間の幅広い知的創造活動によって生み出されたものを、創作者の財産として、一定の期間保護する制度です。知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つの権利を総称して、産業財産権といい、特許庁が所管しています。



特許庁の役割と業務

審査・審判の流れ

特許庁は、世界各国から受け付けた特許、意匠、商標の出願について、厳正な審査を行い権利を付与しています。審査結果に対する不服については、地方裁判所に代わって第一審としての機能を有する審判部が、民事訴訟法に準じた厳格な手続で審理します。

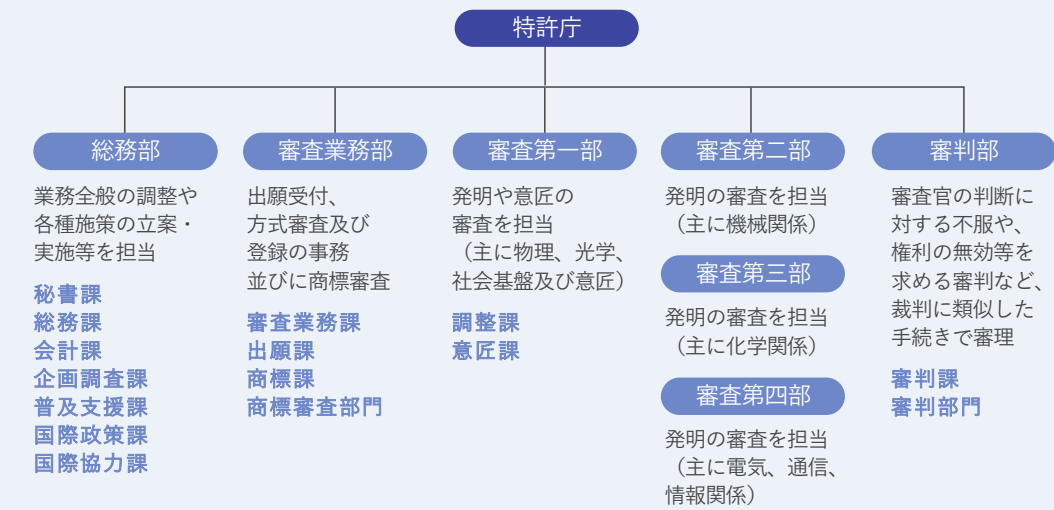


審査とは審査官が、特許出願、意匠登録出願又は商標登録出願について、拒絶すべきものか、特許又は登録すべきものかを決定する手続です。

審判とは拒絶査定等の審査における処分が適正であったかどうかについて、3～5人の審判官の合議体が、準司法的手続にしたがって審理し決定する手続です。

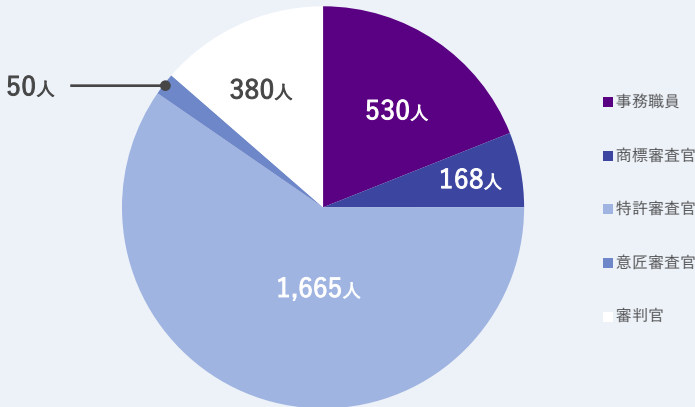
特許庁の体制

組織図



職員構成

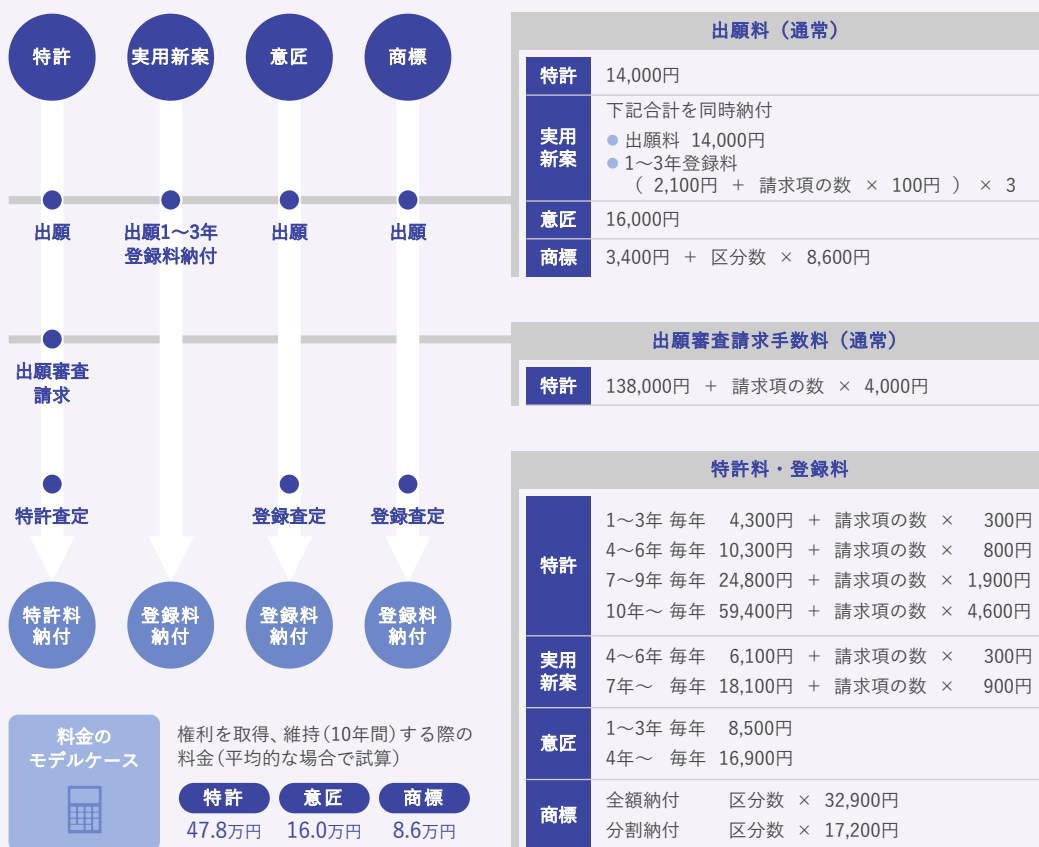
職員数：2,793人（令和3年度末定員）



料金の体系

産業財産権関係料金

産業財産権の主要な手続きに必要な料金は以下のとおりです。（令和4年4月1日時点）



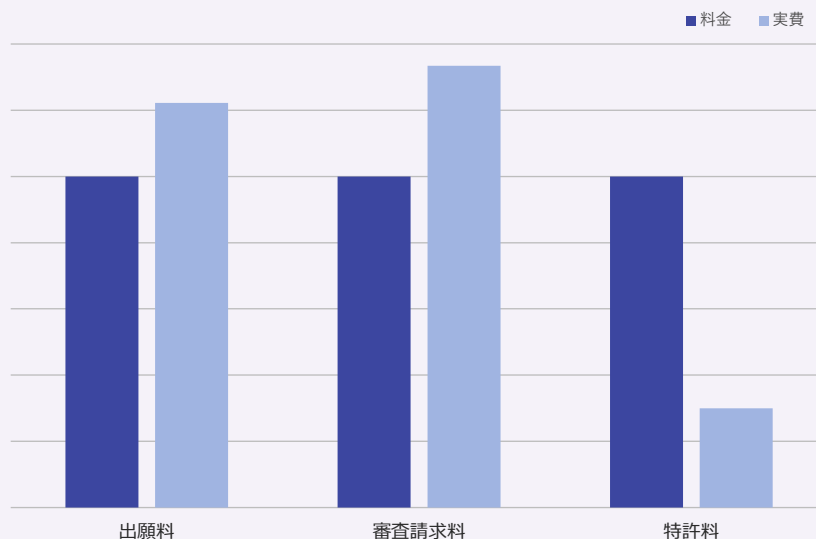
区分とは、商品・役務を一定の基準によってカテゴリー分けしたもので、第1類～第45類まであります。

請求項とは、特許請求の範囲に区分され、各請求項ごとに「特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項」が記載されています。

料金設定の考え方

出願等に伴う料金は、基本的には実費を負担していただくという考え方のもと料金設定しています。実費に対する料金が高く設定されているものもありますが、特許特別会計の収支相償（収入と支出が均衡すること）の原則から、出願料等と合わせ、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように設定されています。

出願料、審査請求料、特許料の料金と実費の関係、考え方は次のイメージです。



出願料

出願料は、出願に係る事務処理の費用に対する対価として徴収される手数料です。

特許法の目的である発明奨励等の観点から、実費を下回り、容易に出願できる程度の水準に政策的に設定されています。



審査請求料

審査請求料は、審査の費用に対する対価として徴収される手数料です。

出願人の負担も考慮しつつ、実費を下回り、出願人に適正な審査請求行動を促す程度の水準に政策的に設定されています。



特許料

特許料は、特許権を付与する対価として徴収される料金です。

個別の経費に対応して決められるものではなく、特許特別会計の収支相償の原則から、出願料等と合わせ、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように設定されています。

料金の体系

剰余金の考え方

- 特許特別会計は、収支相償を原則として独立運営していますが、特別会計に関する法律により、以下の制約があります。

- ・年度を跨ぐ借入れが認められない：

庁舎改修や大規模システム刷新等の投資経費については、予め、計画的に確保しておく必要があります。

- ・「積立金」等の資金の保有が認められていない：

法律に規定のない資金を持つことは認められておらず、「積立金」「引当金」等の区分を設けて資金を管理することができません。したがって、歳入・歳出の差額はすべて「決算剰余金」となります（ただし、剰余金の内訳・考え方を示すことは可能）。

- 安定した財政運営のためには、①将来必要となる投資経費（次期システムや庁舎の改修）や、②災害等の不測の事態に備えたバッファの両方を勘案した剰余金の確保が必要です。

①投資経費：2030年代半ばまでに必要な投資経費は以下のとおりです。

- ・システム刷新経費：1,275億円程度

※2030年代半ばまでには現行（2013-2026年度）と同規模の次期システム刷新が必要と想定

- ・庁舎改修等経費：190億円程度

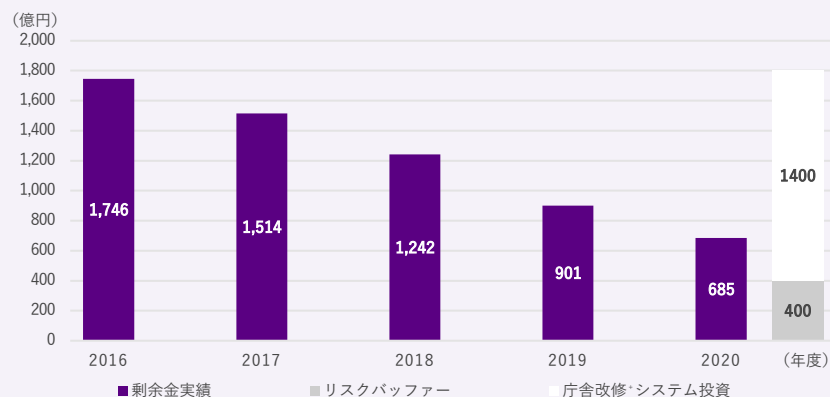
※次期大規模改修が必要となる2050年代に現行（2014-2023年度）と同規模の庁舎改修関係費用（584億円）が必要と想定し、2030年代半ばまでに必要額の約1/3を確保

②リスクバッファ：400億円程度

※3ヶ月間程度、歳入が無くとも業務継続が可能な水準（定常経費の概ね1/4）

- 剰余金の推移

- ・令和2年度の剰余金は685億円であり、リスクバッファは満たしている。



※次期システム刷新用積立金は、刷新計画の開始後、順次支出予定であり、それに応じて、上図における必要な剰余金額は変動されることに留意

産業財産権関係料金の改定（令和4年4月より）

1. 背景

特許料金等は、収支状況に応じて見直しを行っており、直近では、平成20年以降、3回にわたって引き下げ、収支均衡を図ってまいりました。

しかし、近年、海外の特許文献の急増による審査負担の増加など、定常的に必要となる経費が増加しています。また、情報システムの大規模刷新や庁舎改修など、投資的な経費も増加しております。これらの影響により、平成26年度以降、特許特別会計は毎年度連続して赤字決算となり、財政状況が逼迫しています。そこで、令和3年度予算では聖域無く歳出改革を行い、対前年度5.3%の予算削減を行いました。

一方、審査の質やスピードの維持と向上、サービスの維持と充実はイノベーション促進のために重要であるため、歳出の徹底的な見直しに取り組みつつ、料金体系の見直しによる歳入増を図るべく、特許料等の料金改定を行うことといたしました。

2. 主要な改定料金

特許

項目	改定前金額	改定後金額
特許料（第1年から第3年まで）	毎年 2,100円 + （請求項の数×200円）	毎年 4,300円 + （請求項の数×300円）
（第4年から第6年まで）	毎年 6,400円 + （請求項の数×500円）	毎年 10,300円 + （請求項の数×800円）
（第7年から第9年まで）	毎年 19,300円 + （請求項の数×1,500円）	毎年 24,800円 + （請求項の数×1,900円）
（第10年から第25年まで）	毎年 55,400円 + （請求項の数×4,300円）	毎年 59,400円 + （請求項の数×4,600円）

商標

項目	改定前金額	改定後金額
商標登録料	区分数 × 28,200円	区分数 × 32,900円
更新登録申請	区分数 × 38,800円	区分数 × 43,600円

国際出願（特許、実用新案）関係手数料

項目	改定前金額	改定後金額
送付手数料 + 調査手数料（日本語）	80,000円（内 送付手数料10,000円）	160,000円（内 送付手数料17,000円）
送付手数料 + 調査手数料（英語）	166,000円（内 送付手数料10,000円）	186,000円（内 送付手数料17,000円）

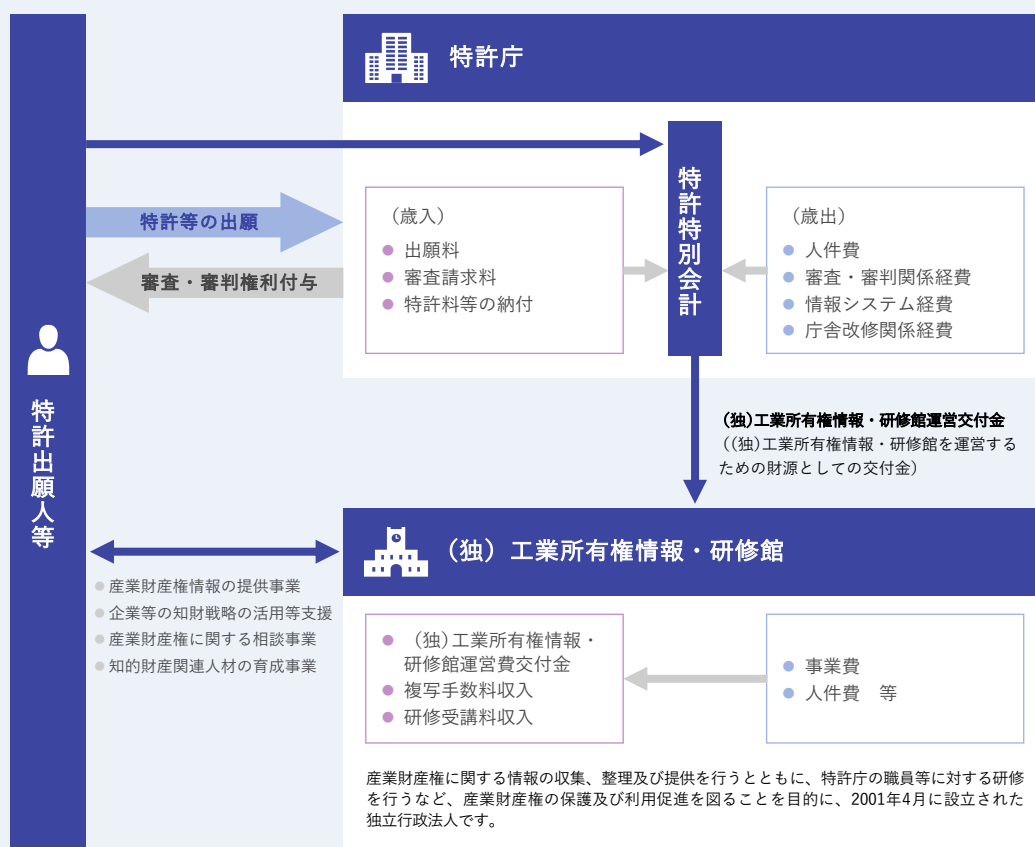
特許特別会計の概要

特許特別会計の概要

特許特別会計は、特許等の工業所有権に関する事務について、出願件数の増大及び出願内容の複雑化、高度化に対応した円滑な処理体制を確立及び利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として昭和59年7月に設置されました。



特許特別会計では、出願人から出願料、審査請求料、特許料等を徴収し、特許・実用新案・意匠・商標の審査・審判及び権利の登録等を行うために必要な経費を支出しております。



予算・決算の概要

令和3年度の予算の概要

令和3年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりです。

歳入は1,838億円であるのに対し、歳出は1,562億円となっています。歳入には、前年度までに生じた剰余金が含まれています。

※剰余金の考え方についてはp.11をご参照

		(億円)
歳入	特許料等 収入	1,299
	● 特許印紙収入	848
	● 特許料等収入	451
	その他	7
	前年度剰余金	532
歳入合計		1,838

歳出	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	111
	事務取扱費	1,405
	施設整備費	44
	予備費	2
	歳出合計	1,562

予算・決算の概要

令和4年度予算の概要と重点取組み事項

予算額 1,541億円（令和3年度予算額 1,562億円）

世界をリードする特許行政実現に向け、徹底した歳出削減を継続しつつ、手続や審査体制のDX化等を推進し、さらに、イノベーション創出に向けた知財活動・経営を重点的に支援する。

世界をリードする特許行政の実現に向けた取組

業務やシステムの効率化を徹底した上で、審査体制の強化や特許行政のDX化を通じ、世界最速・最高品質の審査を実現する。

- ・世界最速・最高品質の審査体制のもと、業務の効率化を徹底 291.3億円（303.3億円）
- ・商標出願の大幅増に対応した審査体制の強化 商標審査官7人の定員増（新規）
- ・情報システム刷新及び運用の効率化を徹底 378.1億（428.7億円）
刷新、運用の効率化を徹底した上で、書面手続等のデジタル化を推進
- ・AI活用やフリーアドレス化による審査体制のDX化推進 2.6億円（0.9億円）
AI活用による審査業務等の効率化を促進
テレワークとフリーアドレスの組合せにより
分散した執務スペースの本庁舎への集約を目指す

イノベーション創出に向けた知財活動・経営の重点的支援

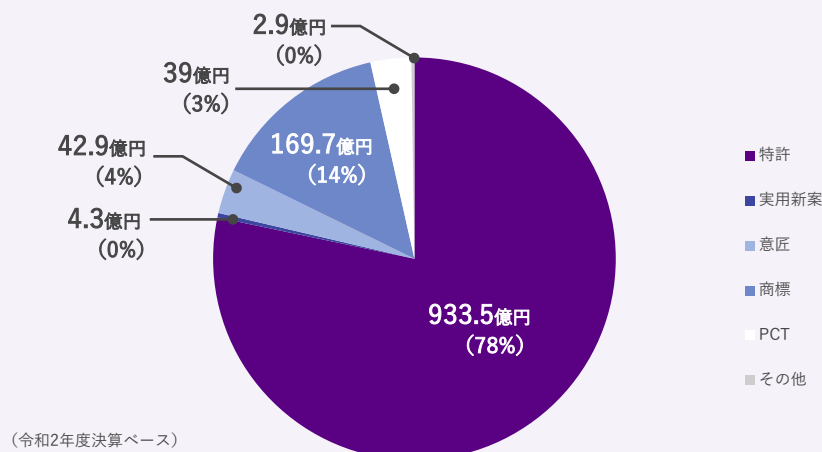
イノベーションを通じた我が国の競争力向上を図るため、中小・ベンチャー企業、大学等の知財活動を重点的に支援し、さらに、企業の持続的な成長及び企業価値の向上に資する知財経営の普及・実践を支援する。

- ・中小・ベンチャー企業の知財活動支援の拡充 10.8億円（8.6億円）
各都道府県の「知財総合支援窓口」の相談・支援
金融機関による知財を切り口とした中小企業支援の促進
スタートアップの知財戦略構築等の支援
日本での出願を基礎とした中小・ベンチャー企業の国際的な権利化の支援
及び（独）INPIT交付金
107.6億円の内数
- ・大学が利用できる知財活動支援の拡充 3.4億円（1.9億円）
日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化の支援
専門家派遣を通じた大学等における研究成果の社会実装の支援
及び（独）INPIT交付金
107.6億円の内数
- ・知財経営の普及・実践支援の拡充 7.9億円（5.2億円）
経営層に向けたIPランドスケープを通じた知財経営の普及・実践支援
最新特許技術及び知的財産制度の研究推進

歳入のセグメント別内訳

歳入をセグメント別に見ると、特許が934億円と最も大きく、歳入全体（前年度剰余金を除く）の78%を占めています。この主な内訳は、出願料43億円、審査請求料327億円、特許料545億円となっています。実用新案は4億円（0%）、意匠は43億円（4%）、商標は170億円（14%）、PCTは39億円（3%）となっています。

件数でも（下表「出願件数、審査請求件数、登録件数（令和2年）」参照）、特許の件数が最も多く、次に商標、意匠、実用新案の順となっています。



出願件数、審査請求件数、登録件数（令和2年）

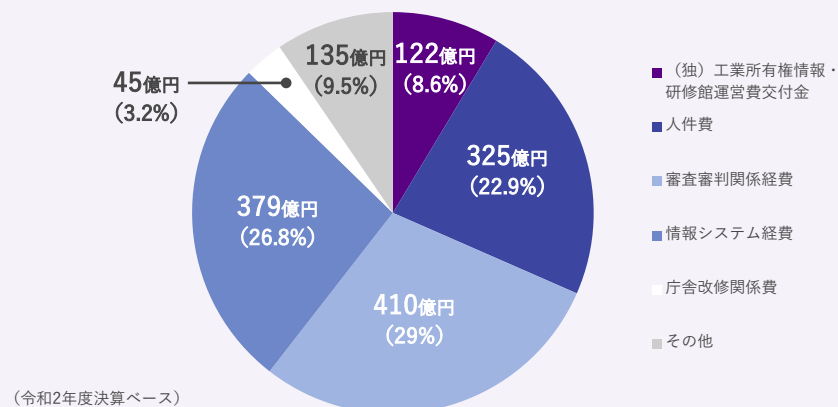
	特許	実用新案	商標	意匠
出願件数	288,472件	6,018件	181,072件	31,752件
審査請求件数	232,215件	—	—	—
登録件数	179,383件	5,518件	135,313件	26,417件

予算・決算の概要

歳出の費目別内訳

歳出を費目別に見ると、審査審判関係経費が410億円と歳出全体の3割弱を占めています。

次に大きいのは、情報システム経費の379億円（27%）、人件費の325億円（23%）です。



審査審判関係経費

審査・審判事務にかかる経費や、「世界最速かつ最高品質」の特許審査を目指し実施している先行技術調査の外注経費などが含まれます。

人件費

特許庁職員にかかる基本給、諸手当、共済組合負担金等にかかる経費等です。

情報システム経費

「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく経費など、特許事務の合理化を図るための機械化費用です。

(独) 工業所有権情報・研修館運営費交付金

産業財産権情報の提供、企業等の知財戦略の活用への支援等を実施するための運営費交付金です。

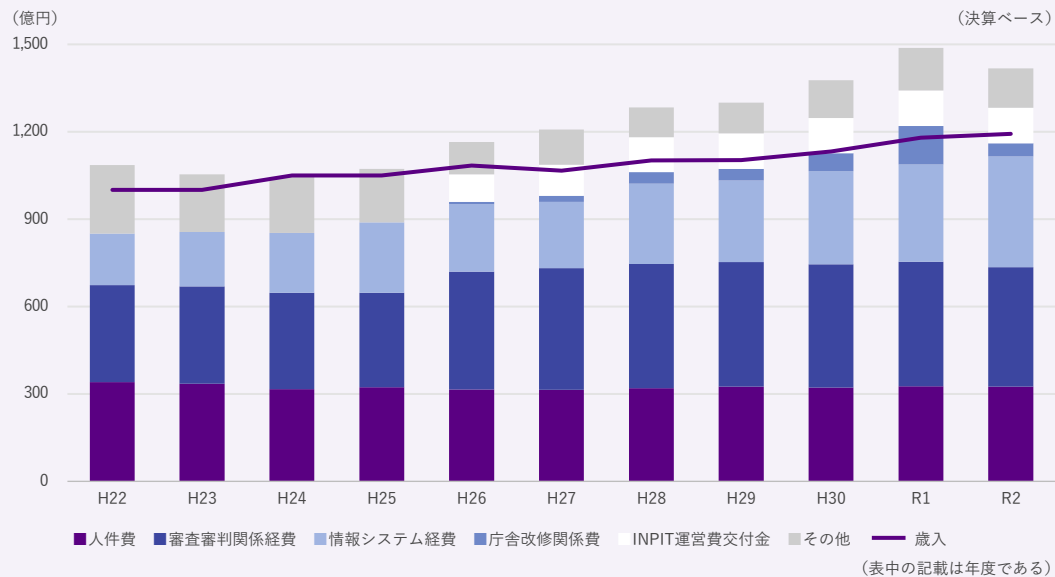
庁舎改修関係経費

特許庁庁舎の改修やそれに伴う外部施設の賃借経費です。

その他

各種調査委託費、一般管理費等です。

長期で見た歳入歳出の推移



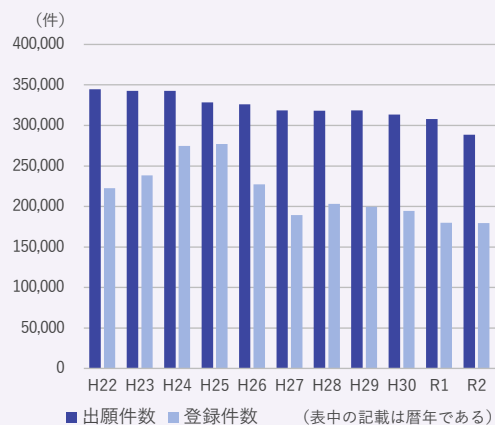
歳入面

「特許庁業務・システム最適化計画」に特許特別会計を長期的に見てみると、歳入額は平成20年度からは減少傾向に転じていますが、これは同年に特許料等の引下げを行ったこと、平成21年度に景気後退や出願人の出願戦略転換の影響により、出願件数の落ち込みが見られたこと、平成23年度に審査請求料の引下げを行ったことなどによるものです。

出願件数については減少傾向にあるものの、特許登録件数で見れば横這い傾向を示しています。

出願人が特許出願及び審査請求にあたり厳選することが根付き、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が図られつつあることが窺えます。

特許出願と登録の状況



予算・決算の概要

貸借対照表

貸借対照表とは、一時点における資産、負債の状況をあらわす書類です。

2,026億円の資産と、728億円の負債を保有しています。

R2年度決算（億円）

資産の部	
現金・預金	685
有形固定資産	928
国有財産（公共用財産を除く）	928
土地	882
建物	40
工作物	6
その他有形固定資産	1
無形固定資産	403
出資金	10
その他	0
資産合計	2,026

負債の部	
前受金	420
賞与引当金	22
退職給付引当金	285
その他	1
負債合計	728

資産・負債差額の部	
資産・負債差額	1,298
負債及び資産・負債差額合計	2,026

現金・預金

現金預金は、審査・審判に順番待ち期間等があり、出願人から納付された手数料が支出（審査）されずに残ることから、年度末に審査待ちとなっている案件を翌年度以降に審査処理するために保有しています。

また、情報システム整備の費用などの財源として保有しています。

有形固定資産

特許庁庁舎の土地、建物等です。

無形固定資産

特許庁で導入されている電子出願システム、事務システム、検索システムにかかるソフトウェアです。

前受金

審査未着手の料金を計上しています。

主な内訳

- ・特許審査請求料 299億円
- ・商標登録出願料 25億円
- ・特許料等予納金 76億円

退職給付引当金

職員等の退職手当にかかる引当金です。

資産・負債差額

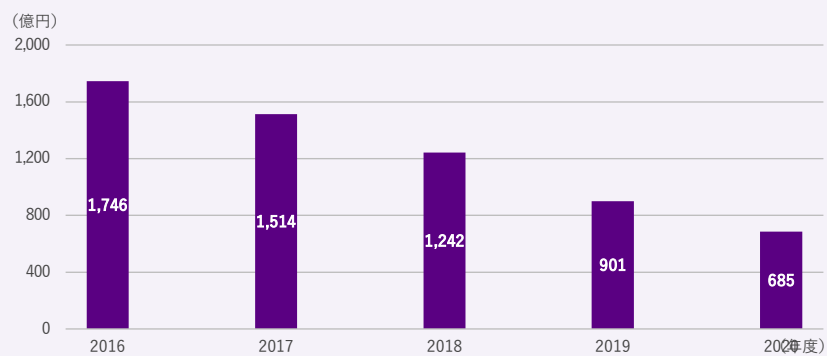
資産・負債差額は、特許庁が保有する固定資産に加え、負債として計上されていない情報システム整備の費用など将来に発生する費用に備え、現金・預金を積み上げてきたことにより生じています。

データサマリー

R2年度決算（億円）

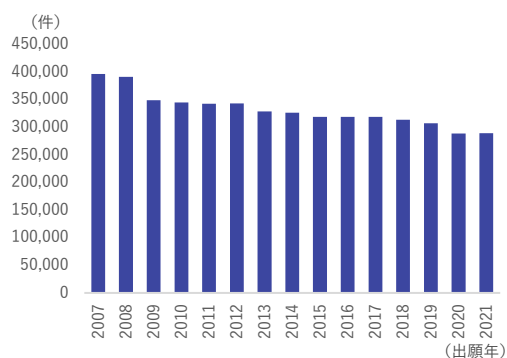
歳入		歳出	
現金特許等収入	124,122	独立行政法人工業所有権 情報・研修館運営費	12,164
特許印紙収入	86,643	事務取扱費	136,420
特許料等収入	37,479	施設整備費	676
他会計より受入	17	予備費	-
一般会計より受入	17		
独立行政法人納付金収入	3,046		
独立行政法人工業所有権 情報・研修館納付金収入	3,046		
雑収入	489		
前年度剰余金受入	90,069		
合計	217,745	合計	149,261

剰余金実績推移

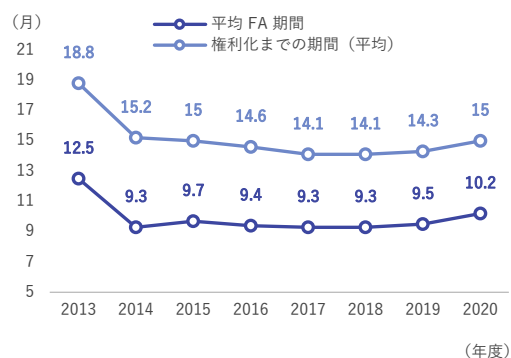


特許・PCT

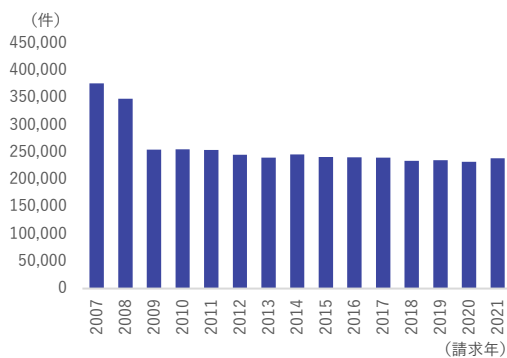
【特許出願件数の推移】



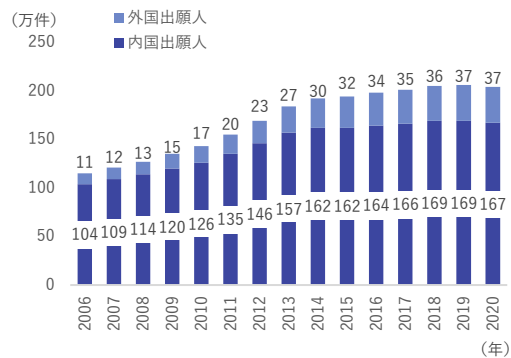
【特許審査の権利化までの期間と平均FA期間】



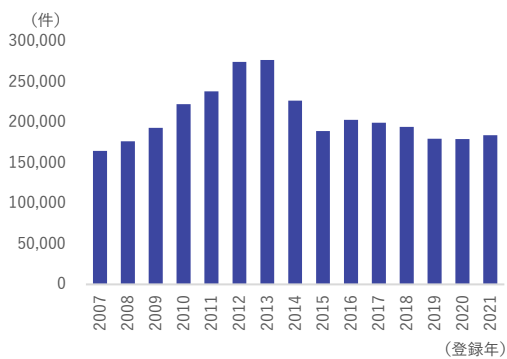
【審査請求件数の推移】



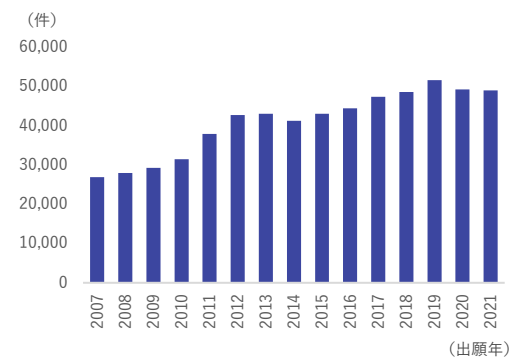
【内外国出願人別の現存特許権数の推移】



【特許登録件数の推移】

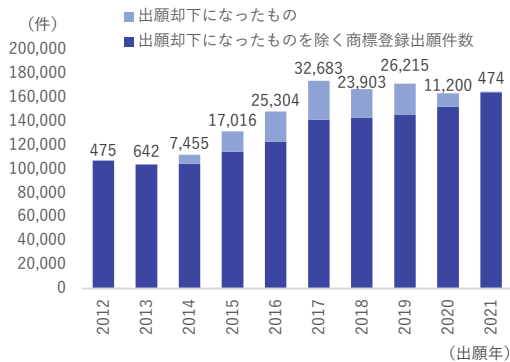


【PCT国際出願件数の推移】

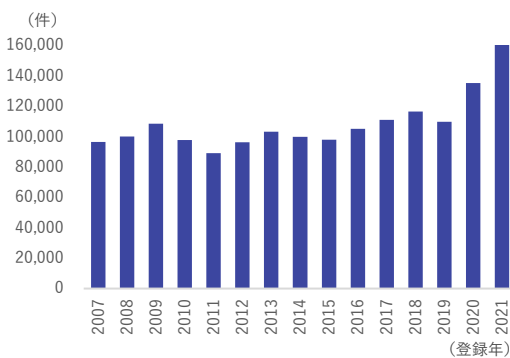


商標

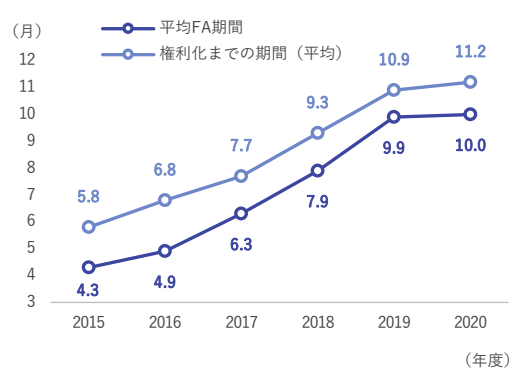
【商標登録出願件数の推移（出願年別）】



【商標登録件数の推移】

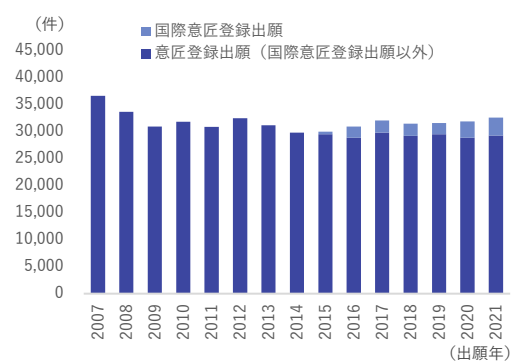


【商標審査の権利化までの期間と平均FA期間】

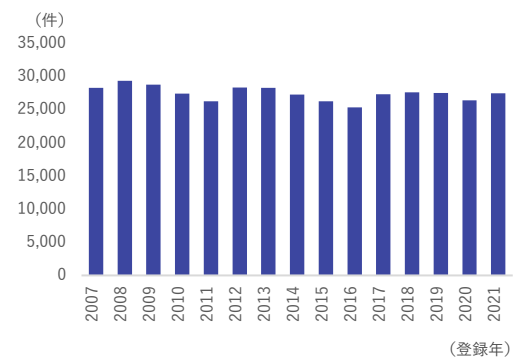


意匠

【意匠登録出願件数の推移】



【意匠登録件数の推移】



【意匠審査の権利化までの期間と平均FA期間】

